

留萌の新時代がスタート。

まずは排水設備工事
次にトイレの水洗化

一度だけ受益者負担金を

*受益者負担金とは

下水道ができた地域では、排水が良くなり、水洗トイレが使用できるなど、下水道のない地域に比べて、土地は、下水道ができたことによって価値が高くなつた（受益があつた）ことになります。いわば下水道は地域の価値を決める貴重な財産になるわけです。

そこで、下水道ができた地域でその利益を受けるかたがたに、建設費の一部を負担していただき、1日も早く多くの市民のみなさんが、下水道を利用できるように建設を進めようというが、「受益者負担金制度」です。受益者負担金の単価は1平方メートルあたり510円で計算。

*負担金を納めていただく方

下水道ができる地域内に土地を所有している人です。ただし、その土地に、借地権、地上権などの権利をお持ちの方がいる場合には、双方でお話し合いの上、受益者を決めてもらいます。（下水道事業認可区域175ヘクタール内にある土地はすべて負担金の対象となります。）

*負担金の額

土地面積1平方メートル当たりの負担金が510円と決められています。
受益者負担金=510円×所有面積(m²)

*負担金の納入方法

負担金は税金と異なり、一度だけ

負担していただくものですが、受益者の一時負担ができるだけ軽減するため受益者負担金総額を5年分割とし、更に年4回で納めていただきます。

*前納報償金制度

受益者負担金を2年分以降まとめて前納しますと、1年目分は該当しませんが、年額に対して2年目分6%、3年目分12%、4年目分18%、5年目分25%の割合で報償金が交付されます。

工事は1~3日間で完了 費用はおよそ54万円



工事費貸付制度 のご利用を

排水設備の設置とトイレの水洗化を行うには、およそ54万円の工事費がかかります。そこで市では、一度に負担することが難しいかたのために「水洗化改造資金などの貸付制度」を設けています。

補助金制度 を設けました

補助対象者

自己資金により水洗便所改造等工事を行う個人住宅（新築は除く）の所有者で次の要件を備えている方。

1. 处理開始の日から1年以内に居住住宅の既設のくみ取り便所或いはし尿浄化槽を水洗便所に改造し、同時に排水設備を設置する工事を完成させること。
2. 市民税、固定資産税及び受益者負担金を滞納していないこと。

補助金の額

- ①水洗便所及び排水設備の改造工事を同時に行った場合 43,000円
- ②し尿浄化槽及び排水設備の改造工事を同時に行った場合 13,000円

貸付対象者	市税・受益者負担金を滞納していない方 排水設備（台所・浴室など）+水洗トイレ改造 〔個人が所有し居住の用に供する住宅〕
貸付限度額	①水洗便所改造工事 便所1基につき 298,400円 1戸につき2基まで ②排水設備設置工事 1件につき 137,600円 436,000円
	ただし、標準工事以下のときは、設計工事費の80%を貸付します。 貸付額が436,000円の場合返済額は第1回目11,200円、第2回目以降7,200円となります。
利子	市が全額負担（ただし、処理開始の日から3年以内に限る）
償還	元金均等の60ヶ月以内の月賦償還
取扱金融機関	拓銀留萌支店・留萌信金本店・北洋銀行留萌支店・札幌銀行留萌支店 道銀留萌支店・労働金庫留萌支店・道央信用組合留萌支店
保証人	償還能力を有する連帯保証人1名

補助金の申請手続

排水設備等工事計画確認申請と同時に納税証明書及び、水洗便所改造等補助交付申請書を提出してください。

補助金の交付

補助金は工事完了後申請者の銀行口座に振り込みます。

下水道事業はまだ続きます

以上、新しい快適環境時代へ移行するために、私たちがしなければならないことをご説明しました。

市民のみなさんが、できるだけ早く快適な生活が送ることができるよう、引き続き供用区域の拡大と施設の整備を続けていきます。

工事のため、騒音、交通渋滞など迷惑をおかけしますが、どうぞご理解とご協力をお願いいたします。



標準設計工事費（標準的な例として参考にしてください）	
排水設備工事（屋外の排水管延長15m）	172,000
衛生設備工事（寒冷地用トラップ内臓便器・ロータンク等取付含）	105,000
便槽処理工事（便槽処理及び複旧）	26,000
給水設備工事（配管5m水抜栓）	79,000
室内改造工事（床・壁・天井改造）	163,000
計	545,000

※諸経費込み・消費税込み